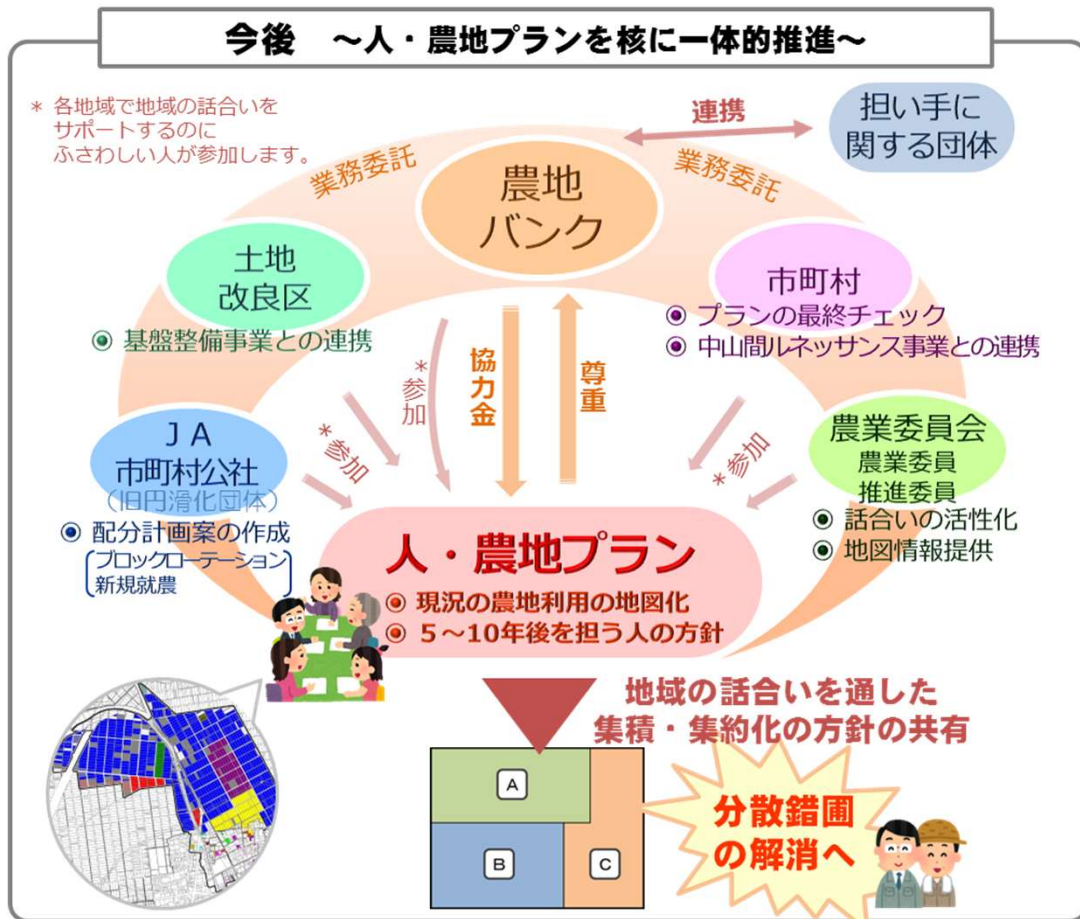
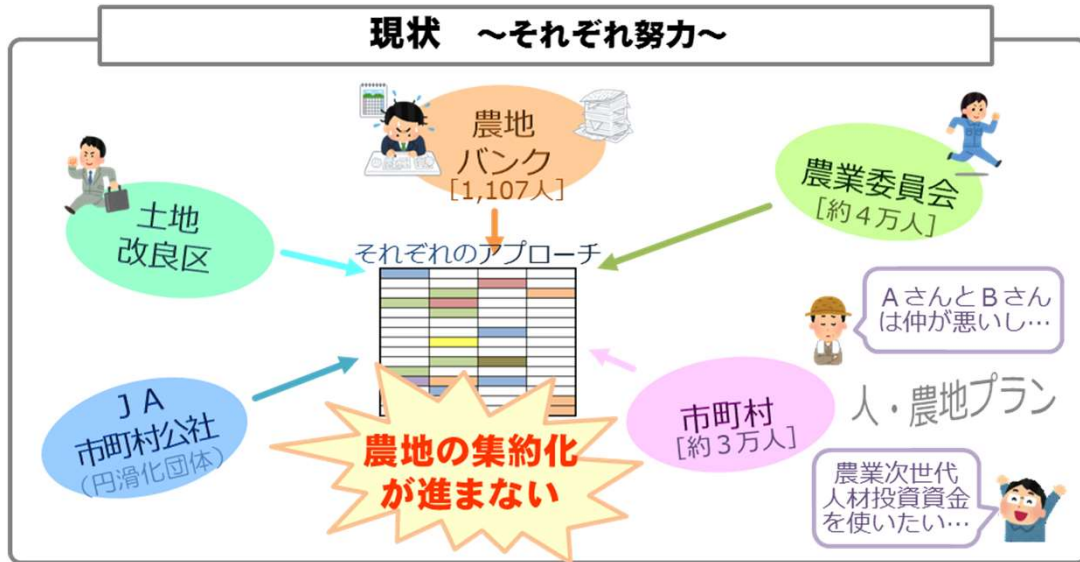


# 農地バンクが変わります

令和元年5月  
農林水産省

# 今回の見直しでこう変わります！

従来は、農地バンク、JA、市町村、農業委員会などが一体となって農地集積に取り組んでいるとは言えず、連携は不十分でした。今後は、地域の特性に応じて、コーディネーター役を担う組織と農地バンクが一体となって推進する体制をつくり、人・農地プランを核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進します。



# 見直しの主なポイント

## 1. 地域の未来の設計図<人・農地プラン>を中心に、関係者が一体となって取組を支援します。 (→P.3参照)

- 地域内の**農地の利用状況**、**後継者等の状況等**を**地図化**して、話し合いを進めます（出し手の個人名等の記載は求めません）。
- 施設整備事業や機構集積協力金の支援を重点化します。
- 話し合いに**地域のコーディネーター役**（農業委員・推進委員、JA、土地改良区等）が**参加**します。



## 2. 農地バンクの手続を簡素化するなど、使いやすくします。 (→P.6参照)

- 申請から貸出までの期間の**短縮**、**利用状況報告を廃止**します。
- 旧円滑化団体を**農地バンクと統合一体化**します。

## 3. 中山間地域の機構集積協力金の要件を大幅に緩和します。 (→P.8参照)

- **中山間地域**の機構集積協力金の最低機構活用率要件を**平地の1/5**にします。  
(平地：20%、中山間：4%)
- 畦畔除去、暗渠排水等の**簡易な基盤整備に係る農業者の事業費負担を軽減**します。

## 4. 新規就農者に対する交付金の対象年齢を引き上げます。 (→P.9参照)

- **交付金**の対象年齢を**50歳未満**にします（年間最大150万円）。
- **親元就農**も、農地の**利用権設定だけでも対象**とします。

# 1. 地域の未来の設計図〈人・農地プラン〉を中心に、関係者が一体となって取組を支援します。

Q. 1 今後、人・農地プランの取組はどのように進めたらよいですか？

次のような手順で、地域の状況に合わせて将来に向けた話し合いが進むように取り組んでいく必要があります。

1

地域の声を聞きます。



地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況がわかるようにアンケートを行います。

2

地域の状況を地図化します。



地域のアンケート等で把握した状況などを地図で確認し、話し合いに活用します。

一筆ごとに地図化する必要はありません。例えば、「この地区での耕作者の8割が〇才以上で後継者がいない」といったように、区域ごとの状況を手書きで書き込むことでも十分です。

3

地域の様々な機会を活用し、5～10年先の将来地域の農地を誰に担ってもらうのかについて話し合います。

－農業委員・推進委員を始め、現場で汗をかいている人が、集落の話し合いに参加し、将来の視点での話し合いが進むようにコーディネート役を務めます。

農業委員会に支払われる交付金は、人・農地プランに関係した活動量や人・農地プランに記載される利用権設定予定の面積を含めて評価したうえで交付されます。

－コーディネーター役は農業委員・推進委員のほか、ブロックローテーションなどの地域の作付けの話し合いを主導するJA、基盤整備に関する話し合いを主導する土地改良区が考えられます。

適当なコーディネート役が見つからない場合は、県に設置された農業経営相談所に御相談下さい。ファシリテーションの経験のある専門家を派遣します。

－当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）について話し合います。

4

話し合いの結果をまとめます。



原則として集落ごとに、5～10年後に農地利用を担う人を中心経営体として決定します。

養豚、養鶏などの農地の利用を伴わない認定農業者については、事業継続の意思が確認できれば、人・農地プランに中心経営体として位置付けることができます。

Q. 2

今回の見直しによる新たな人・農地プランの取組はいつから始め、いつまでに終わればいいのでしょうか？

人口減少が急速に進む中で、担い手への農地の集積・集約化を加速させるためには、Q. 1の取組に早急に着手し、今後概ね2年程度で、各地域で実質的な人・農地プランを決めていただきたいと思います。



Q. 3

既存のプランを一からやり直す必要があるのでしょうか。また、新たな取組は毎年度見直しを行う必要があるのでしょうか。

既存の人・農地プランであっても、その区域内の相当部分の農地について、近い将来の出し手と受け手が特定されているものについては、新たに人・農地プランを作成する必要はありません。このような人・農地プランであれば毎年の形式的な見直しは必要ありません。

ただし、プランで決めたことがきちんと実行されているかどうか検証し、必要に応じて対策を検討してください。

Q. 4

多面的機能支払交付金の地域資源保全管理構想や中山間地域等直接支払交付金の集落協定、果樹の産地計画など同種の取組は人・農地プランとして活用できないのでしょうか？

そのような取組の過程で、Q. 1の方法により、話合いの結果として農地利用を担う中心経営体を決定した場合には、関係市町村の判断により、人・農地プランとできます。



## Q. 5

施設整備事業や機構集積協力金の重点化などの新たな人・農地プランの取組に関する支援等について教えてください。また、重点化された支援措置の対象は、農地の集約化の対象となる人だけでしょうか？

- ①新たな人・農地プランに活発に取り組んでいる地区を対象となる支援措置と
- ②新たな人・農地プランにおいて「人」（中心経営体）を対象とする支援措置があります。

### ①地区を対象とする支援

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金（農地耕作条件改善事業の実施地区）

### ②地区の中心経営体を対象とする支援

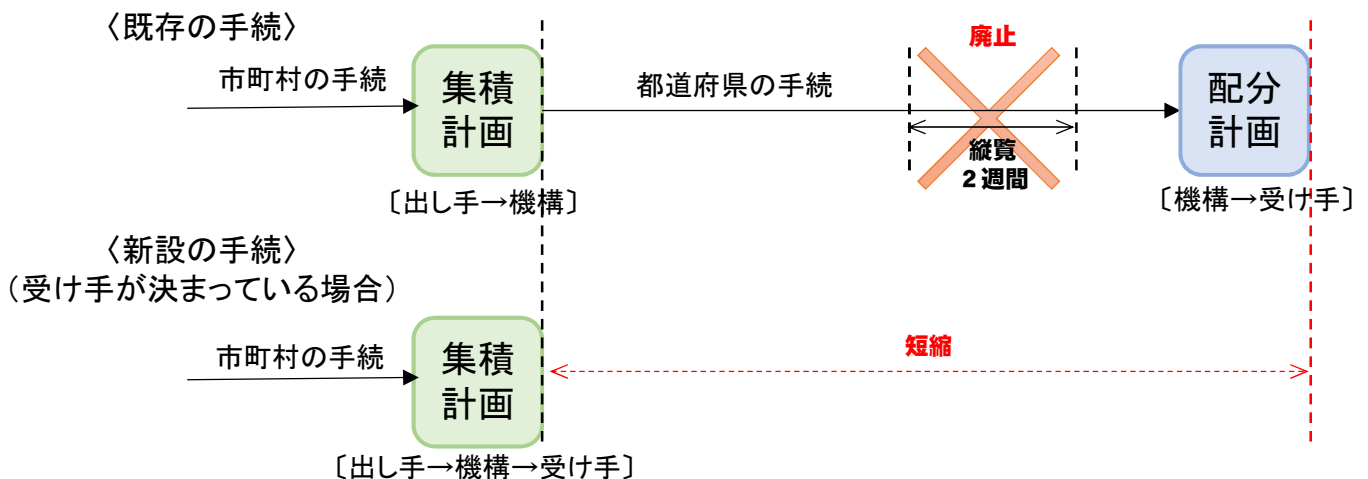
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立タイプ及び地域担い手育成支援タイプ
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）



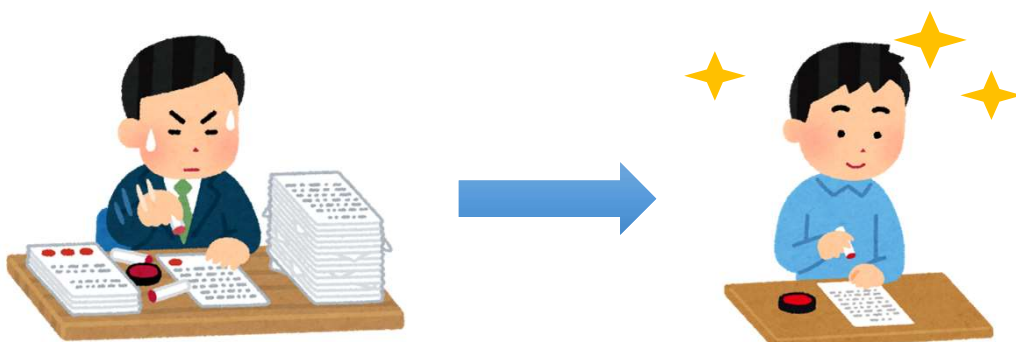
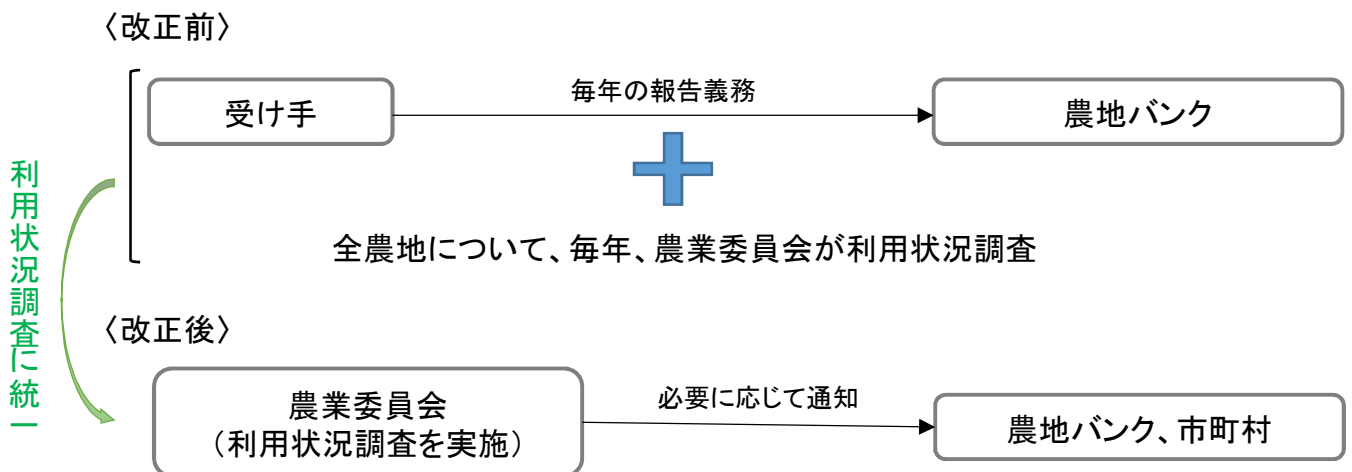
## 2. 農地バンクの手続を簡素化するなど、使いやすくします。

### Q. 1 農地バンクの手続きはどう簡素化されるのですか？

(1) 農地の借入れ・転貸について、現行では市町村の集積計画と機構の配分計画が必要ですが、市町村の集積計画のみで権利設定ができるようになります。また、配分計画の縦覧を廃止します。



(2) 受け手の皆様が農地バンクに毎年行っていた農地の利用状況報告を廃止し、農業委員会の利用状況調査に一本化することで、受け手の手間を軽減します。



## Q. 2

J A等の実績のある旧円滑化団体を農地バンクに統合一体化することですが、どういうイメージですか？

- (1) 人・農地プランを核として、市町村、市町村公社、J A等が配分計画の原案作成や業務委託により、農地バンクを主体的に活用する体制を構築し、農地の利用・集約化を一体的に推進します（イメージ図はP.1）。
- (2) 市町村が指定するブロックローテーション等の特色ある取組を行い、実績のある旧円滑化団体が、配分計画の原案を作成できるようになります。  
また、J A等は、新設された集積計画のみの権利設定においても、原案を作成できます。さらに、相談窓口設置等の簡易な業務委託は知事承認不要になり、業務委託の使い勝手が向上します。
- (3) これらにより、実績のある旧円滑化団体が相談から権利設定の原案作成まで包括的に農地の権利移動を調整することができます。

## Q. 3

農地バンクから地域の意向に反した受け手に貸し出されないか心配です。

配分計画の原案はJ A、市町村公社、市町村が作成できるようになり、また、転貸ルールも地域合意に沿った運用に明確化しますので、地域の意向に反した貸し出しが行われることはありません。

## Q. 4

統合一体化されるということですが、現在J A等の旧円滑化団体から借りている、契約期間途中の農地はどうなりますか？

- (1) 旧円滑化団体から借りている農地については、契約期間満了まで引き続き借りることができます。
- (2) また、施行日から3年間は、旧円滑化団体から農地バンクに利用権が一括承継されることがありますが、あくまでも貸主名義の変更です。この場合も契約者の皆様にはお知らせが行われますし、賃料や契約期間といった契約条件は変わりません。





### 3. 中山間地域の機構集積協力金の要件を大幅に緩和します。

Q 協力金の見直しのポイントは何ですか？

(1) 従来は、国が定める上限単価内で都道府県が交付単価を設定していましたが、今後は全国一律の固定単価になります。単価を平均 2割増しし、中山間地域の最低活用率要件を平地の1/5に緩和します。

また、中山間地農業ルネッサンス事業に位置づけ、6割を中山間地域に優先配分します。

○地域集積協力金〔集積・集約化タイプ〕

地域の話合いにより、まとまった農地を機構に貸し付ける地域に対して交付

〈改正前〉		〈改正後〉		
機構への貸付割合	交付単価 (上限単価)	機構の活用率		交付単価
2割超5割以下	1.0万円/10a	一般地域	中山間地域	1.0万円/10a
5割超8割以下	1.4万円/10a	<u>20%超</u> 40%以下	<u>4%超</u> 15%以下	
8割超	1.8万円/10a	40%超70%以下	15%超30%以下	
		70%超	30%超50%以下	
			50%超	2.2万円/10a
				2.8万円/10a

(2) 担い手同士の農地交換を支援する協力金を新設します。

○地域集積協力金〔集約化タイプ〕

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に対して交付

新設	〈改正後〉	
	機構の活用率	交付単価
	40%超70%以下	0.5万円/10a
	70%超	1.0万円/10a

(3) 簡易な基盤整備について、担い手への農地集約化に応じて最大で農業者の負担なく実施できる協力金を新設します。

○農地整備・集約協力金

新設	〈改正後〉	
	目標年度における担い手の農地集約化率	交付率 (整備費に対する割合)
	100%	12.5%
	90%以上	8.5%
	80%以上	5.0%

## 4. 新規就農者に対する交付金の対象年齢を引き上げます。

Q

新規就農者への支援は、どのように変わりますか？

新たに農業経営を営む新規就農者に対して、年間最大150万円を交付する「農業次世代人材投資事業」は対象年齢を45歳未満から50歳未満まで引き上げます。

無利子で3,700万円（注）まで融資する「青年等就農資金」は、償還期限を12年以内から17年以内まで延長します。

（注）指導農業士や認定農業者のもとで2年以上技術習得した方の場合などには、特別に1億円まで融資することができます。

項目	改正前	改正後
農業次世代人材投資事業	対象年齢は原則45歳未満	対象年齢は50歳未満
	農地の過半を親族から貸借している場合、親族から賃貸している農地を就農後5年以内に所有権移転が必要	利用権設定だけでも対象
青年等就農資金	償還期限は12年以内	償還期限は17年以内



## 5. その他

- 複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって都道府県又は国が農業経営改善計画の認定手続を一括で行います。
- 認定農業者である農業法人の役員がグループ会社間で役員を兼務する場合、農業常時従事要件（150日間）を緩和します（一般の農地所有適格法人要件の見直しは行いません）。
- 農地を売った場合の譲渡所得の2,000万円までの特別控除を新設します。
- 旧円滑化団体は、引き続き研修や自立支援等の取組が可能です。
- 農地の転用許可基準を、農地の集積に支障がある場合について見直します。

### Q. 1

都道府県又は国で農業経営改善計画の認定を受ける場合、具体的にはどこに相談すればよいですか？また、認定基準はどのようなのですか？

具体的な窓口については、市町村、都道府県とも協議し、現在、検討しています。認定基準については、関係する市町村の基本構想等の認定基準で判断します。また、都道府県や国は、認定する際に関係する市町村の意見を聞きます。



### Q. 2

農地所有適格法人の役員の農業常時従事要件を緩和する特例は、具体的にどのような内容なのですか？

この特例を活用するためには、

- ① 既に認定農業者となっている農地所有適格法人の子会社が、
- ② 兼務役員が親会社の農業に常時（原則150日以上）従事している場合に、
- ③ 当該役員が子会社の農業にも一定期間従事することといった内容を農業経営改善計画に記載して市町村の認定を受ける

必要があります。

「一定期間」については、グループ化している法人の従事実態を踏まえ、今後、決定します。

認定を受けた場合、認定計画に記載された兼務役員が、農地法上、農業に常時従事する役員として取り扱われる特例が適用されます。

### Q. 3

農地を売った場合の譲渡所得の2000万円特別控除が新設されることですが、どのような場合に適用が受けられるのか教えてください。

まずは、地権者の組織する団体が定める農用地利用規程が必要です。さらに、地権者の2/3の同意により利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地バンクに限定するよう農用地利用規程に定めてください。当該規程に基づき、地域内の農地を農地バンクに譲渡した場合に特別控除が適用されます。

Q. 4

農地の利用権・所有権を取得して、研修や新規就農の自立支援等を行っていたけど、引き続きできるのですか？

J A等の旧円滑化団体が、市町村の集積計画により研修や新規就農者の自立支援等を目的に農地の利用権・所有権を取得できるようにします。

Q. 5

転用許可基準は、具体的にどのように見直されるのですか？

農地転用を許可できない場合として、新たに、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加します。

具体的には、例えば、J A、土地改良区等から市町村に対し、集積計画の作成の申出があった場合等における農地の転用について、許可できないこととすることを検討しています。



## お問い合わせ先

見直しに関して、  
ご不明な場合はお気軽にお問い合わせください。

人・農地プラン、認定農業者について

農地バンク、機構集積協力金について

新規就農対策について

農地の転用許可基準について

農地整備について

農林水産省経営局経営政策課  
03-6744-0576

農林水産省経営局農地政策課  
03-6744-2151

農林水産省経営局就農・女性課  
03-3502-6469

農林水産省農村振興局農村計画課  
03-3502-5999

農林水産省農村振興局農地資源課  
03-6744-2208